

国立大学教育研究評価委員会（第43回）議事録

1. 日 時 平成28年5月20日（金） 10:30～11:30
2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
3. 出席者
(委員) 池上委員、大沢委員、戒能委員、梶山委員、河野委員、小畑委員、相良委員、関本委員、戸谷委員、中島委員、野嶋委員、福山委員
(事務局) 福田機構長、岡本理事、森理事、川口顧問、武市研究開発部長、川嶋客員教授、土屋教授、永田教授、林教授、鎌塚評価事業部長、菅原国立大学評価室長 外

議 事

- (1) 国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置について
- (2) 達成状況判定会議及び現況分析部会の審議事項について
- (3) 達成状況判定会議のグループリーダー及びサブリーダーについて
- (4) 運営小委員会及び意見申立審査会の構成員の選任方針について
- (5) 規定及び評価実施要項等の整備について
- (6) 今後のスケジュールについて
- (7) その他

・第42回の議事録案が承認された。

(○：委員、●：事務局)

○委員長 本日は、議事(1)、(2)に関しては、評価の具体的な内容のため資料を含め非公開にさせていただきます。事務局から資料の確認をお願いします。

● 議事次第に基づき、配布資料の説明をいたします。

配付資料は、資料1が12月1日に開催されました第42回の議事録(案)、資料2が「達成状況判定会議のグループリーダー及びサブリーダーについて(案)」、資料3が「運営小委員会及び意見申立審査会の構成員の選任方針について(案)」、資料4が「規定及び

評価実施要項等の整備について（案）」、資料5が「今後のスケジュールについて」です。その他、本委員会の基礎資料ファイルを用意しています。以上です。

○委員長 本年度は、第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価を実施することになり、各国立大学法人等から、5月末に研究業績説明書、6月末に実績報告書が提出され、評価作業が開始されることとなります。

本日は、評価作業の開始に向けて、検討、確認しておくべきことを、議題として用意しています。

議事（1）の、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置について」、議事（2）の「達成状況判定会議及び現況分析部会の審議事項について」は非公開とします。

次に、議事（3）の達成状況判定会議のグループリーダー及びサブリーダーについて審議しますが、これより委員会を公開とさせていただきます。資料2「達成状況判定会議のグループリーダー及びサブリーダーについて（案）」をご覧ください。

グループリーダー及びサブリーダーは、委員長が指名します。グループリーダーの役割は、グループを総括し、必要に応じてチーム間の「評価結果（原案）の調整を行う」となっており、メンバーは、達成状況判定会議のチーム主査から指名します。サブリーダーの役割は、「グループリーダーを補佐し、国立大学教育研究評価委員会との連絡調整を行う」となっています。サブリーダーは、国立大学教育研究評価委員会のワーキンググループの構成員から指名します。

なお、人選については、委員長の私に一任させていただき、指名する委員には事務局からご連絡差し上げます。

次に、運営小委員会及び意見申立審査会の構成員の選任方針について検討します。事務局から説明をお願いします。

● 資料3「運営小委員会及び意見申立審査会の構成員の選任方針について（案）」をご覧ください。

運営小委員会及び意見申立審査会は、本委員会細則において設置することが定められています。

運営小委員会の目的は、達成状況判定会議のグループ間、現況分析部会の学系部会間の調整を図ることです。構成員の選任については、運営小委員会に属すべき委員及び専門委員は本委員会の委員長が指名すること、また、運営小委員会には、主査、副主査を置くことが定められています。

主査、副主査は、本委員会の委員から選出します。なお、運営小委員会は、達成状況判定会議と現況分析部会、それぞれで開催いたします。達成状況判定会議に係る運営小委員会については、主査、副主査の他、各グループリーダー8名の合計10名で構成します。現況分析部会に係る運営小委員会については、主査、副主査の他に、各学系部会の部会長10名の合計12名で構成します。

次に、意見申立審査会の目的は、法人等からの意見の申立てを審議することです。構成員の選任方針について、審査会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名すること、また、意見申立審査会には、会長、副会長を置くことが定められています。会長、副会長については、本委員会の委員より選出させていただきます。また、意見申立審査会の構成としましては、本委員会の委員4名と外部の委員4名の計8名で構成します。

なお、第1期では、運営小委員会は設置しましたが会議は開催しませんでした。意見申立審査会については、実際に開催して審議を行いました。

なお、「参考資料1」は、実際の評価体制となっています。説明は以上です。

○委員長 何かご質問等がありますか。

○ 意見申立審査会の会長、副会長は、国立大学教育研究評価委員会の委員から選出するということですが、意見申立審査会の中での互選とする方がより中立だと思います。そのようにすることはできませんか。

● 資料3の4ページの「参考2」、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則第7条第3項で、「審査会に会長、副会長を置き、審査会に属する委員及び専門委員のうちから、委員長が指名する」と定められています。

○ 今からこれを変えろというのもおかしいので、第3期はここを検討することはできませんか。

● 第3期については、検討させていただきます。

○委員長 運営小委員会及び意見申立委員会の構成員の選任については、選任方針に基づき選定することとし、人選は、委員長の私にお任せいただきたいと思います。

次に、規定及び評価実施要項等の整備について、事務局からご説明ください。

● 資料4「規定及び評価実施要項等の整備について（案）」をご覧ください。

まず、趣旨として、当機構が4月で組織統合したことと、国立大学法人法が改正されたことに伴い本委員会の規定等の所要の改正を行うものです。

具体的な改正の概要ですが、本委員会の規定と評価実施要項等について、①「大学評価・

学位授与機構」から「大学改革支援・学位授与機構」に改めるというもの。②として、細則等がありますが、それを「内規」、「要項」、「申合せ」と表題を改めるというもの。③として、教育研究評価の根拠規定が改正されたことに伴い、これも改めるというものです。

対象となる規定は6件ありますが、基本的に本委員会に関わる規定すべてが対象になっているとご理解ください。

2ページに移りまして、対象となる評価実施要項等です。評価実施要項、実績報告書作成要領、評価作業マニュアル、第2期中期目標期間の教育研究状況の評価に関するQ&Aの4件を、同じように改正させていただければと思います。

具体的な規定の改正内容については、3ページから、それぞれの規定等を配付させていただいていますが、基本的に、今申し上げた修正等のみです。本日審議いただき、決定いただけたら、遡って当初の平成28年4月から名称等を変更させていただければと思っています。資料の説明は、以上です。

○委員長 質問等がありますか。意見がないようですので、事務局案のとおり整備させていただきます。

次に、今後のスケジュールについて事務局からご説明ください。

● 資料5「今後のスケジュールについて」をご覧ください。

評価作業のスケジュールについては、まず5月末に法人から研究業績説明書が提出されます。研究業績水準判定については、ここからスタートして基本的に6月末までには判定結果が出揃う形となっています。6月末には達成状況報告書と現況調査表が提出され、評価が本格的に始まることとなります。9月上旬に現況分析部会（第1回）を開催し、10月中旬から11月上旬にかけて、達成状況判定会議（第1回）を開催します。11月中旬から下旬に、現況分析部会（第2回）を開催し、評価結果（原案）が確定します。12月上旬に現況分析部会に係る運営小委員会を開催することとなっています。

年明け1月中旬から下旬に、法人へのヒアリングを行い、2月中旬から下旬に、達成状況判定会議（第2回）を開催し、2月下旬に、達成状況判定会議に係る運営小委員会を開催します。その後、本委員会で評価結果（案）を審議いただく予定としています。本委員会後に評価報告書（案）を法人に通知し、3月上旬から下旬にかけて意見の申立てを受け付け、4月上旬に意見申立審査会を開催します。4月中旬に、本委員会を開催し、評価結果の確定をさせていただきます。

その後、文部科学省国立大学法人評価委員会に評価報告書を提出し、第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価を終了するという予定です。

なお、平成29年3月上旬にワーキンググループを開催させていただきます。第2期では実施しませんでした。国立大学法人法が改正され、第3期からは、中期目標期間のうち4年目の終了後に評価を実施することが法律上正式に定められています。このため、平成32年に評価を実施する予定ですので、評価作業と並行しつつ、第3期に向けての検討もスタートさせていくこととなります。以上です。

○委員長 スケジュールに関して、何かご質問はありますか。

○ 第1期は運営小委員会を設置したが開催されなかったという報告がありました。運営小委員会というのは、必要があれば開催するという性格のものですか。

● 必要があれば開催するということで整理しています。

ただ、第2期の評価のスキームでは、現況分析と達成状況をよりリンクする制度設計になっていますので、それぞれの運営小委員会で確認をしていただいたほうが、より適切だろうという考え方があり、12月上旬と2月下旬に予定に入れています。

○ 第3期は4年目の終了後に評価を実施するというのですが、これだけ世の中の変化が激しいときに、6年単位の目標で統一しておくのは無理ではないか、大学が遅れを取るのでないかという話を、これまで随分させていただいてきました。

4年目の終了後に評価を実施すると、残りは2年で、6年という評価期間は変わらない。

大幅な環境変化があった場合、中期目標・中期計画の改定は、どのくらいまで受け付けると考えれば良いでしょうか。

● 中期目標・中期計画の変更自体は、文部科学省で対応することになっていますので、当機構では答えにくいところですが、例えば、大学側で行う業務、あるいは授業に大きな変更があった場合、具体的には、大学改革の流れの中で大きな変更があった場合や、国の方針の下で補助金等採択を受けて計画を実行していく場合などに、変更して対応していくことが今までの事例として挙げられています。

○委員長 プラスアルファの改善であれば、いつでも中期目標や中期計画を変更して良いのですか。

● 文部科学省で審議し、国立大学法人評価委員会にも意見を聞かなければならない仕組みになっていますので、所定の作業はあります。その辺りの手続きについては、文部科学省から各国立大学法人等に説明がされていますので、それぞれの大学と文部科学省で事

前に相談して変更していく流れになると思います。

○委員長 教育研究に関しては、学生にとっていかにプラスになるかという観点を中心に評価を実施されるのだと思いますが、組織のために評価をしてもあまり意味がないと思います。

学生のためというのは、非常に重要だと思います。社会の変化が激しいときに、6年間という長さの評価が良いか悪いかは、また議論をしなければならないでしょうが、もう少し経験を積めばより良い評価の仕方が出てくると思います。

○ 現在、国立大学が大きく変わろうとしており、国立大学改革は、メディアでも非常に注目されています。第3期に向けて、各大学がミッションの再定義をして、大きく変わろうとしている状況です。

そのような中で、来年の春に第2期の評価が出てくるわけですが、第2期の評価とは、社会に対してどういう意味を持つのでしょうか。周回遅れのような感覚を持つ方も多いいと思います。

外部に第2期の評価を公表されるときに、今後の教育・研究に、こう生かしてほしいというメッセージを付け加えて発信されたほうが良いと思います。

○委員長 入試の改革も行われていますが、これによって、大学の教育は、大幅に内容を変えざるを得ない状況です。その議論が今のところ殆どなされていない。大きな改革の波が外部から来たときにどう対応するかも重要な審議事項だと思います。

特に教育は入試改革などに影響を受けます。高等学校、中学校では、それに対応する準備をしていて、大学はカリキュラムを含めて遅れている気もします。そういったことに対応するためにも、評価の仕方は変わってくると思います。

その辺りについては、どの委員会か分かりませんが、検討せざるを得ない気がします。

淡々と評価をしていけば良いということではなく、社会のために生きた評価が出来ているか、また、学生が教育を受ける環境にどう反映されるか、しっかりと考えなければならぬと思います。

○委員長 以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。